鳥取市告示第１７１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第２項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和６年２月１４日

鳥取市長　深　澤　義　彦

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名　　称	神坂自治会
区　　域	鳥取市下砂見１番から２５８番までの区域
主たる事務所	鳥取市下砂見２１４番地

２　申請不動産に関する事項

建物

名　称	延床面積	所　在　地
なし		

土地

地　目	面　積	所　在　地
山林	740 ㎡	鳥取市下砂見字山ノ神 935 番

３　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

４　異議を述べることができる期間

令和６年２月１４日から令和６年５月１４日まで

５　異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

６　異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

７　担 当 課　　鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住　　所	共有持分
北山徳長	鳥取市下砂見219番地	32分の1
北山健治	鳥取市下砂見227番地2	32分の1
有田峯治	鳥取市下砂見231番地	32分の1
猪口元蔵	鳥取市下砂見226番地3	32分の1
北山亀蔵	鳥取市下砂見224番次1番地	32分の1
北山萬吉	鳥取市下砂見223番内第1番地	32分の1
伊輪良吉	鳥取市下砂見221番、222番合併地	32分の1
猪口良蔵	鳥取市下砂見207番地3	32分の1
北山豊治	鳥取市下砂見219番次1番地	32分の1
坂本正義	鳥取市下砂見212番地	32分の1
北山藤市	鳥取市下砂見217番地	32分の1
北山鹿蔵	鳥取市下砂見215番地	32分の1
山根いそ	鳥取市下砂見213番地	32分の1
山根賢徳	鳥取市下砂見204番地1	32分の1
前田義美	鳥取市下砂見122番地	32分の1
吉森武	鳥取市下砂見123番地	32分の1
北山熊治	鳥取市下砂見124番地	32分の1
伊輪辰雄	鳥取市下砂見115番地	32分の1
有田秀雄	鳥取市下砂見162番地	32分の1
有田重美	鳥取市下砂見161番地	32分の1
有田豊治	鳥取市下砂見160番地1	32分の1
岸田勘市	鳥取市下砂見169番地	32分の1
北山安次郎	鳥取市下砂見141番地	32分の1
有田茂	鳥取市下砂見133番地	32分の1
坂本定實	鳥取市下砂見140番地	32分の1
北山晴治	鳥取市下砂見142番地	32分の1
北山久太郎	鳥取市下砂見143番地	32分の1
坂本一雄	鳥取市下砂見144番地	32分の1
北山香織	千葉県船橋市海神二丁目8番15－701号	32分の1
北山市蔵	鳥取市下砂見58番地	32分の1
北山徳蔵	鳥取市下砂見56番地	32分の1
岡本末吉	鳥取市下砂見57番地	32分の1